

介護保険 訪問看護利用料金表(非課税)

2021.4.1～

サービス内容	指定訪問看護(要介護者対象)					介護予防訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間	基本単位	
	利用料 (10割)	利用者負担額			単位	利用料 (10割)	利用者負担額			単位		要介護	要支援
		(1割)	(2割)	(3割)			(1割)	(2割)	(3割)				
訪問看護 I-1・時間内	¥3,196	¥320	¥640	¥959	313	¥3,084	¥309	¥617	¥926	302	1回につき20分未満	313単位	302単位
訪問看護 I-2・時間内	¥4,799	¥480	¥960	¥1,440	470	¥4,595	¥460	¥919	¥1,379	450	1回につき30分未満	470単位	450単位
訪問看護 I-3・時間内	¥8,383	¥839	¥1,677	¥2,515	821	¥8,086	¥809	¥1,618	¥2,426	792	1回につき30分以上1時間未満	821単位	792単位
訪問看護 I-4・時間内	¥11,486	¥1,149	¥2,298	¥3,446	1,125	¥11,098	¥1,110	¥2,220	¥3,330	1,087	1回につき1時間以上1時間30分未満	1,125単位	1,087単位
◆訪問看護 I-5(PT/OT/ST)	¥2,992	¥300	¥599	¥898	293	¥2,890	¥289	¥578	¥867	283	リハビリ 20分	293単位	283単位
◆訪問看護 I-5(PT/OT/ST)	¥5,983	¥599	¥1,197	¥1,795	586	¥5,779	¥578	¥1,156	¥1,734	566	リハビリ 要介護:293単位×2 1回40分 要支援:283単位×2	586単位	566単位
◆訪問看護 I-5・2超(PT/OT/ST)	¥8,086	¥809	¥1,618	¥2,426	792	¥4,350	¥435	¥870	¥1,305	426	リハビリ 要介護:264単位×3 1回60分 要支援:142単位×3	792単位	426単位
★特別管理加算 I (1ヵ月に1回)	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	500	¥5,105	¥511	¥1,021	¥1,532	500	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態であること		
★特別管理加算 II (1ヵ月に2回)	¥2,553	¥256	¥511	¥766	250	¥2,553	¥256	¥511	¥766	250	在宅酸素療法指導管理などを受けている状態や 真皮を超える褥瘡の状態であること		
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	¥2,593	¥260	¥519	¥779	254	¥2,593	¥260	¥519	¥779	254	1回につき看護師等と①看護師等または②看護補助者 により、複数名で1人の利用者に訪問看護(介護予防を 含む)を行った場合に算定 ※ご利用者または家族の同意が必要	
【+看護師等】	30分以上	¥4,105	¥411	¥821	¥1,232	402	¥4,105	¥411	¥821	¥1,232	402		
複数名訪問看護加算(Ⅱ)	30分未満	¥2,052	¥206	¥411	¥616	201	¥2,052	¥206	¥411	¥616	201		
【+看護補助者】	30分以上	¥3,237	¥324	¥648	¥971	317	¥3,237	¥324	¥648	¥971	317		
★長時間訪問看護加算		¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	特別管理加算対象者の方で1時間30分以上の場合算定	
初回加算		¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	¥3,063	¥307	¥613	¥919	300	新規に訪問看護を提供した場合に算定	
退院時共同指導加算		¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	¥6,126	¥613	¥1,226	¥1,838	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行 い、その内容を文章にて提供した場合	
緊急時訪問看護加算		¥5,861	¥586	¥1,172	¥1,759	574	¥5,861	¥586	¥1,172	¥1,758	574	1ヵ月につき1回算定	
★ターミナルケア加算		¥20,420	¥2,042	¥4,084	¥6,126	2,000						死亡月に1回算定(※要介護のみ)	

★…緊急時訪問看護訪問看護加算(24時間対応の体制が整っている)を届出している訪問看護ステーションが算定可能となります

◆…療法士(PT 理学療法士、OT 作業療法士、ST 言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります

(注意)緊急時訪問看護加算、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算は区分支給限度基準額の算定対象外となります。

要支援で理学療法士からの訪問を行い、開始から12月超の場合1回につき5単位減算となります。

令和3年9月30日まで基本報酬に0.1%を乗じた額が上乗せ分として請求となります。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算	午前6時～午前8時まで、または午後6時～午後10時までサービスを行った場合、基本単位数に25%が加算されます
深夜加算	午後10時～午前6時の間にサービスを提供する場合、基本単位数に50%が加算されます

利用者負担金の方法

単位数×10.21×利用者負担割合＝利用者負担額(小数点切り上げ)

准看護師がサービスを提供する場合は全て基本単位数×90%となります

【7級地】